

令和 6 年 3 月 2 7 日

特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定について

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の確認にかかる利用定員の設定にあたり、子ども・子育て会議に意見聴取を行う。

1 利用定員について

- ・新制度移行予定施設【1号認定】：1園
- ・令和6年4月より利用定員の変更を予定している施設【1号認定】：1園
別紙のとおり

利用定員の設定について

利用定員は、認可定員の範囲内で区市町村が設定する。

設定は1号及び2号は3～5歳を一括で、3号は、0歳と1～2歳の区分に分ける。なお、標準時間と短時間の区分は基本設けない。

新規開園（認可）施設及び事業（移行等を含む）に係る確認について

平成27年4月1日以降に認可を受け開設する施設・事業は、区が利用定員を定め、確認を行うことが必要となる。

利用定員を定めようとするときは、あらかじめ審議会等（世田谷区では子ども・子育て会議）の意見を聞かなければならない。（子ども・子育て支援法）

2 その他

あわせて新制度未移行幼稚園の入園可能数の変更予定についても、参考として情報提供する。